

### 3 認定NPO法人等に対する監督等

#### (1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるとときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるとときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

#### (2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について(4)ロ①(第3章①「2(1) 認定等の基準の概要」の(3)は除きます。)から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法65④)。

#### (3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、65⑤⑥)。

#### (4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。

- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については25、57、58頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき

- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)のその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。
  - ① II「2(1)認定の基準の概要」③、④イ若しくはロ、⑦(21~24頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、III「2(1)認定NPO法人等の情報公開(閲覧)」(137頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

**《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税**

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じ。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(10頁参照)。

## (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。

① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、62、78二、四)

② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法50②、62、78三、五)

③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法65④、78六)

④ 正当な理由がないのに、上記(3)の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、78七)

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法52①、53①)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)

② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定(法54①②③④)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(III2(1)認定NPO法人等

の情報公開（閲覧）137頁参照）を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）

- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（III1（1）「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（133頁）を参照してください）及びIII1（4）「所轄庁以外の関係知事への報告」（135頁参照））①、④、⑤、⑥の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記①イ若しくは口による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）